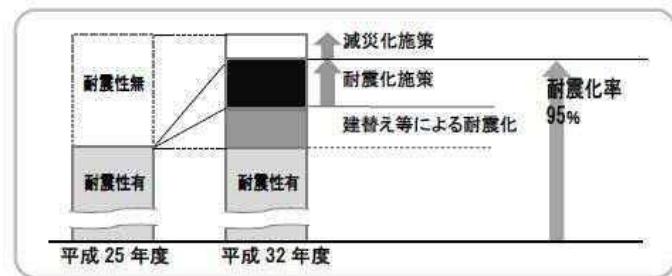


第6章 減災化等の取組み

6-1 建築物の減災化

豊明市では、災害時における人的被害を軽減させるため、耐震シェルターの整備に対し補助金助成制度を設けるなど、耐震化目標に限定せず、減災化の促進を図っています。

また、地震の揺れによる被害に対し一定の効果が見込める改修や、建築物の耐震化を補填する施策に対する補助・助成制度の充実として、簡易改修や段階的改修などへの助成も検討します。



1. 民間木造住宅における減災化に対する支援策の新設

旧基準木造住宅の減災化に係る補助・助成制度

高齢者世帯など地震発生時に避難が困難な方がお住まいの住宅については、工事の費用や引越し・移動等の負担を考えると、耐震改修工事に至らないケースが想定されることから、豊明市では、地震の際に自宅の建物が倒壊したとき、寝室や居間におられる方の生命を守る耐震シェルターに対し、平成25年度よりその設置費用の一部を補助する「耐震シェルター整備費補助金助成制度」を開始しました。

通常の耐震補強と比較してかなり低い費用で耐震化を補填する施策として、同制度について積極的に活用を促します。

表 耐震シェルター整備費補助金助成制度

対象要件	<p>次の(ア)または(イ)に該当する旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着手された在来軸組構法及び伝統構法の戸建て住宅、併用住宅、長屋及び共同住宅）で、すでに耐震改修費や耐震シェルターの補助金を受けていないことが条件です。</p> <p>【補助を受けることができる住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 豊明市が実施した無料耐震診断で判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅 (イ) (一財)愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震（現地）診断で得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅 <p>【補助を受けることができる方】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 申請する年の年度末時点で満65歳以上の方 (イ) 地震発生時に避難が困難であると思われる方（※主に障がいの方や介護認定を受けている方） (ウ) 上記(ア)、(イ)の方が同居している世帯に属する方
補助金の額	1戸あたり25万円を限度とします（ただし、1戸1台のみ）。
申込み方法	補助金交付申請書に必要書類を添付し、都市計画課の窓口へ直接持参してください。（整備完了後には、完了実施報告書の申請が必要です。）
問合わせ先	豊明市役所 都市計画課 開発建築係（電話 0562-92-1114）

2. 簡易改修、段階的改修による耐震化の促進の検討

簡易改修、段階的改修に対する補助・助成制度の検討

旧耐震基準の住宅については、将来的な建て替え等の理由から、二重の負担となる耐震改修を敬遠するケースも想定されるため、市民の生命や財産を守るために緊急的な対応として、簡易改修や段階的改修も認め、市の無料耐震診断を受け判定値が0.7未満だった木造住宅を対象に、補強後の判定値が0.7以上1.0未満となる簡易な補強工事や、一度の負担を抑えた段階的な耐震改修工事に対する支援制度を検討します。

6－2 関連する安全対策

1. 家具の転倒防止対策

地域主体による家具の安全対策の取り組みを推進

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具等の転倒防止策を行われていない場合、死傷の原因となったり、避難等に支障が生じたりする考えられます。そのため、だれでもすぐに取り組める地震対策として、家具の転倒防止に関する知識をパンフレットやインターネットを活用して市民に周知するとともに、地域主体による家具の安全対策の取り組みを推進していきます。



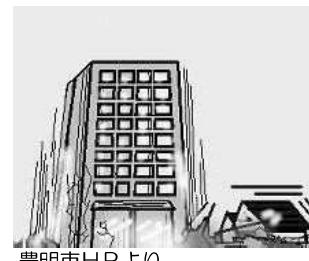
豊明市HPより

また、防災部局・消防部局と連携し、講習会等の際に高齢者世帯への家具転倒防止説明を行うとともに、(福)社会福祉協議会において一人暮らしの65歳以上高齢者に家具の転倒防止器具取り付けを無料で行っており、今後もこれらの取り組みについて市民への周知を図り、安全対策を進めています。

2. 窓ガラス・天井の落下防止対策

危険性の周知とともに、安全対策の手法などについて周知を図る

窓ガラスや・建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により人的被害を発生させる危険性があります。このため、防災部局・消防部局と連携し、窓ガラスやつり下げ天井等の落下による危険性をパンフレットやホームページで市民に周知するとともに、事業者等に対し、窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼り付けなど、安全対策の手法などについても周知を図ります。



豊明市HPより

3. エレベータの安全対策

地震時の対処方法や安全装置の設置について周知を図る

地震発生時のエレベーターの緊急異常停止により人が閉じ込められてしまうなどの被害を避けるため、地震時のエレベーターの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について、マンション管理組合や事業者等に対し周知を図るとともに、県や関係団体と協力して地震発生時における安全装置の設置について、消防部局と連携し周知を図ります。

4. ブロック塀の安全対策

危険性の周知とともに、地域からの耐震化促進の取り組みを推進

ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞することにより、避難や救援活動に支障をきたすことになります。そのため、ブロック塀の危険性について、防災部局や消防部局との連携を図り、講習会等におけるパンフレットの配布やホームページ等によって、市民に周知を図ります。



愛知県HPより